

告示第 10 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 1 日

(木曾広域連合長署名)

平成 19 年木曾広域連合条例第 4 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 2 条第 2 項中「の額は、別表第 2 のとおりとする。」を「については、一般職の職員の旅費等に関する条例（平成 12 年木曾広域連合条例第 17 号）の規定により支給する旅費の例による。」に改め、同条第 3 項を削る。

附則第 2 項を次のように改める。

2 削除

別表第 1（第 1 条関係）中

「

循環型地域づくり推進懇談会委員 木材関連産業活性化検討小委員会委員 木曾広域連合放送審議会委員

を

「

循環型地域づくり推進懇談会委員 木曾広域連合放送審議会委員

」に改め、別表第 2（第 2 条関

係)を削り、別表第1(第1条関係)を別表(第1条関係)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。